

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		受給者証の再発行
根拠法令及び条項		児童福祉法施行規則第18条の6第9項
所管部課係名		総合福祉部障がい者福祉課障がい者支援第1係、障がい者支援第2係
審査基準	関係条項	児童福祉法施行規則第18条の6第9項新座市福祉事務所長事務委任規則第2条第6号
	基準 (未設定の場合はその理由)	児童福祉法施行規則抜粋 (受給者証の再交付) 第十八条の六 [略] ②～⑧ [略] ⑨ 市町村は、通所受給者証を破り、汚し、又は失った通所給付決定保護者から、通所給付決定の有効期間内において、通所受給者証の再交付の申請があつたときは、通所受給者証を交付しなければならない。
	参考事項	
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	7日(休日を含まない。)
	設定等年月日	令和3年3月1日設定(令和 年 月 日最終変更)

手続の流れ

児童通所受給者証の再発行

